

選挙と住民投票を同日に行うことについて

	同日執行	単独執行
費用	人件費、投開票所経費等を選挙と兼ねることができるため、単独執行に比べ経費の削減が期待できる。	住民投票だけで執行経費を賄わなければならない。(約2,500万円) ただし、投票区数や投票時間の見直し等により節約は可能
投票所	投票所は選挙人しか出入りできない(法58条)ので、選挙権を有しない投票人のみ別投票所での投票となる。	当該投票区における投票人はすべて同じ投票所において投票することができる。
投票権	選挙と投票で有権者の範囲が異なり、人によっては入場券の様式が異なる等、選挙人が理解しづらい。	住民投票だけの投票権であり、住民が理解しやすい。
名簿	選挙人名簿には選挙人以外は掲載できないため、住民投票人のみの名簿の作成が必要となる。単独選挙となった場合の名簿を作成するシステムが別途必要となる。	1つの名簿で対応できる。
不在者投票	選挙における不在者投票は公選法、同法施行令によって細かく規定されており、住民投票に合わせた運用に変更する余地は皆無である。また、不在者投票が選管の管轄地外で行われるため、住民投票の運用を選挙と全く同じにすることも不可能であると考えられる。 そのため、選挙人や不在者投票を行う施設等が相当の混乱をきたす可能性がある。	住民投票だけの不在者投票であり、わかりやすい。 対応する施設側の理解も(費用の請求も含めて)得られやすいと考える。
投票運動	選挙期間中(市議選以外)は団体としての政治活動が制限されるため、投票運動ができない。個人として行う投票運動は自由であるが、選挙運動となるようなことはできない(投票運動に名を借りた選挙運動が行われる懸念がある)。	自由に投票運動ができる。 ただし、投票運動期間中に選挙の執行がある場合は一定期間規制される。
選挙の影響	投票率が、同時に行われる選挙の影響を大きく受けることになり、成立要件である投票率の正当性に疑義が生じる。 (住民投票の趣旨等を理解せずに選挙の投票に来た選挙人が白票を投じる。)	成立要件の正当性が担保される。 (明確に住民投票との意識を持った投票人の投票となる。)
その他	同日投票を可とした場合、単独投票となった場合でも選挙と同様の執行形態が要求される。 単独投票のみとした場合、投票区、投票時間等が生駒市独自で定めることができるため、結果として経費の節減を図ることができる。	
	住民投票に諮る事案は、将来にわたり市全体に大きな影響を及ぼすものであり、何億、何十億という多大な財政負担を伴うことも容易に想定される。その可否を決定する住民投票にあっては、多少の経費負担を伴ったとしても出来る限り選挙等の影響を排除し、公平で冷静な判断がなされる状況を担保すべきと考える。	

